

様式第2号（第2条関係）

令和7年6月2日

岩沼市議会議長 酒井 信幸 殿

会派名 公明党

代表者名 長田忠広

調査研究等報告書

実施期日	2025年5月14日（水）～ 2025年5月15日（木）
参加者氏名	長田忠広・高梨明美
調査地等及び調査事項等	(1)調査地・研修場所（参議院議員会館） 日時 2025年5月14日（水） <u>午前</u>・午後11時00分～12時00分 調査・研修内容「災害ケースマネジメントについて」 ①災害ケースマネジメントの具体的な取組 ②自治体で導入する場合の手順・留意すべき点調査地・研修 (2)調査地・研修場所（衆議院第二議員会館） 日時 2025年5月15日（木） <u>午前</u>・午後11時00分～12時00分 調査・研修内容「いじめ防止対策について」 ①いじめの現状と課題 ②相談窓口のワンストップ体制 ③いじめ防止対策推進法に、「個別のいじめに対して学校が講ずべき措置」が記載されているが、具体的に公立学校と私立学校での取組の具体例

※ 別途報告書を作成の上、添付してください。

※ 報告書には、報告者氏名、調査・研修目的、調査・研修内容及び効果・成果等を記載の上、その他調査・研修内容が分かる資料（視察時資料、研修資料等）を添付してください。

会派公明党先進議会調査報告書

I	調 査 地	参議院議員会館 (説明者…内閣府政策統括官・防災担当)
	調査月日	令和7年5月14日(水)
	調査項目	災害ケースマネジメントについて
	概 要	1. 災害ケースマネジメントの具体的な取組 (1) 災害ケースマネジメントとは、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組 (2) 被災者の自立・生活再建の早期実現、コミュニティやまちづくりなどの地域の復興を通じ地域社会の活力維持に貢献 (3) 国及び地方公共団体の取組 ① 国及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。 ② 地方公共団体は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。 2. 自治体で導入する場合の手順・留意すべき点 (1) 愛知県岡崎市の取組 ① これまで(モデル事業実施前)の取組状況 ・庁内関係部局との調整会議 ・関係団体への協力依頼及び協定締結 ・研修会、シンポジウムの開催 ・市民への周知等普及啓発 ・岡崎市地域防災計画に災害ケースマネジメントを位置づけ ・岡崎市災害ケースマネジメント推進会議を設置 ・災害ケースマネジメント実施計画案作成 ② 令和6年度の取組 ・市職員及び関係者団体の人材育成研修(3回) ・視察①(広島県三原市、坂町、岡山県倉敷市) ・視察②(石川県珠洲市) ・災害ケースマネジメントシンポジウム(1回) ・第2回岡崎市災害ケースマネジメント推進会議

会派公明党先進議会調査報告書

	③ 災害ケースマネジメントモデル事業の効果等 ・研修会 各専門職が役割を理解し、連携の重要性を共有し、実務に活かせる知識・スキルの向上がされ、平時からの顔の見える関係の構築にもつながった。 ・シンポジウム 市民に災害ケースマネジメント調査を実施することの意義を周知でき、関心向上と理解促進がされ、支援の受け手・担い手としての意識が醸成された。 ・視察 災害ケースマネジメント調査を実施した地域の課題や支援の実態を学び、実践的な知見を得ることができた。 ・推進会議 今年度の取組を踏まえ本市で課題になることに対し、専門的な助言を受けることができた。 ④ 災害ケースマネジメントモデル事業の課題 ・実務の具体化が不足 研修やシンポジウムを通じて関係者間の意識は高まったものの、具体的な実務フローの整理には至っていない。実際の運用を想定した実施計画の修正及び訓練が必要。 ・担い手の不足 自治体の規模を考えると、災害ケースマネジメントを担う人材が十分ではないため、平時からの人材の育成・確保が今後の課題。 ・被災者情報の共有仕組みが未整備 被災者支援を円滑に進めるための情報共有の仕組みが検討できていない。どの機関がどの情報を持ち、どのように連携するのか整理する必要がある。また、情報共有を行うためのシステム構築も必要となる。 ・継続した意識の醸成 一度研修やシンポジウムを実施しても、時間が経つと関心が薄れ、学んだことが活かされにくい。災害がない平時から継続的に取り組む仕組みづくりが求められる。
会派の まとめ	災害ケースマネジメントを円滑にすすめるためには、平時から市役所内や関係する機関、民間団体との連携体制の構築が必要である。そのために、災害ケースマネジメント情報連携会議の設置が必要と思う。 まずは、重層的支援体制の構築と災害時要支援者対応を進めることが喫緊の課題であると思う。重層的支援体制を構築することで横の連携がうまくいき、災害時要支援者対応することで被災者支援の優先度の対応が構築される。

会派公明党先進議会調査報告書

I	調 査 地	衆議院第二議員会館 (説明者…文部科学省初等中等教育局、こども家庭庁支援局総務課)
	調査月日	令和7年5月15日(木)
	調査項目	いじめ防止対策について
	概 要	1. いじめの現状と課題について (1) いじめの認知件数について ○令和5年度におけるいじめの認知件数は、約73万件で過去最高 ○認知件数の増加については、いじめの解消に向けた取組のスタートラインに立っているものとして、肯定的に評価 (2) いじめの重大事態の発生件数について ○令和5年度におけるいじめ重大事態の発生件数は、1,306件で過去最多 ※いじめ「重大事態」 ・いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合 ・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合 ○いじめ重大事態の発生件数の増加については、極めて憂慮すべき状況が継続しており、早期発見・早期対応や組織的な対応について課題があると考えられる。 2. 相談窓口のワンストップ体制について こども家庭庁こども向けHP「相談窓口を探す」から確認する。 例えば、宮城県・岩沼だと ○地域の子ども相談センター ・岩沼市まちづくり政策課 人権相談 ・岩沼市教育委員会学校教育課 ・岩沼市健康福祉部子ども福祉課 ・岩沼市青少年室・教育相談センター ・宮城県総合教育センター ・宮城県警察本部少年課 ・仙台法務局人権擁護部 ○全国共通相談窓口 ・子供のSOSの相談窓口 ・子どもの人権110番 ・あなたはひとりじゃない 3. いじめ防止対策推進法に、「個別のいじめに対して学校が講ずべき措置」が記載されているが、具体的に公立学校と私立学校での取組の具体例 ○いじめ防止対策推進法第23条

会派公明党先進議会調査報告書

	・教職員は、いじめの事実があると疑われるときは、「学校いじめ対策組織」への通報等の適切な措置をとる。 →「抱え込み」が許されないことの法的根拠。 ・学校は、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、結果を当該学校の設置者に報告する。 →「学校」とは、具体的には、行内の「学校いじめ対策組織」を指す。 ・いじめをやめさせるとともに、被害児童生徒またはその保護者への支援や、加害児童生徒への指導又はその保護者への助言を行う。 ・加害児童生徒に対する別室指導等を検討 ※被害児童生徒等が安心して教育を受けられるために必要な措置 ・いじめに係る情報を、加害・被害児童生徒双方の保護者と共有 ・警察との連携 以上のことから、公立学校、私立学校ともに基本の取組体制は同じ ○いじめ対策のポイントとして ・いじめ防止対策推進法をはじめ国の基本方針やガイドラインについて、教職員等が理解しておくこと ・いじめの積極的認知や早期発見・早期対応のための教育相談体制を充実 ・平時からの備えとして「学校いじめ対策組織」について、形骸化していないか、機能しているか検証・見直しの検討 ・警察との連携 ・再発防止策の検討・実施 ○国の補助事業の活用 ・いじめ対策マイスター制度のモデル構築推進事業 ・いじめ未然防止教育のモデル構築推進事業等
会派の まとめ	いじめ防止対策推進法等に基づき、未然防止・早期発見、早期対応・組織的対応、いじめ重大事態のそれぞれの段階に対応するため、平時からの備えとして体制構築をしておくことが重要である。 そこで ・いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこと ・いじめの積極的認知、早期発見・早期対応の体制の充実 ・平時からの備えとして「学校いじめ対策組織」の検証・見直し ・必要に応じ第三者委員会の設置等々、体制強化のための都度見直しと国の補助事業の活用についても検討していくべきと考える。